

写

定期監査結果報告事項に対して講じた措置については、令和4年6月20日付平教教  
教収第24号により小平市教育委員会から通知があったので、地方自治法（昭和22年  
法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年7月8日

小平市監査委員 岡 村 健 司

小平市監査委員 中 江 美 和

## 定期監査結果報告事項に対して講じた措置について（回答）

令和4年4月26日付平監発第5号で小平市監査委員より報告のあった定期監査結果報告事項に対して講じた措置及び今後の対応策については、下記のとおりとする。

### 記

#### 定期監査結果等

##### 1 契約事務について

###### 《指摘事項①》

主管課における業務委託契約で、市の個人情報等のデータ提供に関する覚書の締結を行っていないもの（学務課）

###### 【措置等①】

小平市契約事務規則に則った契約事務の適正な執行のため、契約締結時に「契約事務を進めるためのチェックリスト」、「契約事務の最終確認チェックシート」を活用し、複数の職員で必要な書類の確認を徹底する。

###### 《指摘事項②》

請書に契約金額の記載がないもの（小・中学校）

###### 【措置等②】

小平市契約事務規則に則った契約事務の適正な執行のため、「契約事務を進めるためのチェックリスト」、「契約事務の最終確認チェックシート」を活用し、必要な書類に不備がないよう複数の職員で確認を徹底する。また、学校事務職員だけでは、判断がつかない案件については速やかに学務課担当者に相談することとする。

##### 2 報酬等支給事務について

###### 《指摘事項①》

会計年度任用職員（アシスタント職）報酬の支給において、勤務時間の算定誤りによる過払いまたは未払いがあるもの（教育総務課、学務課）

###### 【措置等①】

勤務時間の集計及び報酬額の算定において、「勤務時間数計算用エクセル」を活用するとともに、タイムカードの確認を含め、複数名での確認を徹底する。

なお、過払いまたは未払いとなっていた報酬については、既に返還または支払いを済ませている。

《指摘事項②》

会計年度任用職員（アシスタント職）報酬の支給において、会計年度任用職員間の支給額に誤りがあるもの（指導課・教育施策推進担当課長）

【措置等②】

支給額を決定する実績報告に不備がないよう十分な確認を行うこと、及び支給処理の際に実績報告との突合を含め、複数名での確認を徹底する。

なお、誤って支給した報酬については、既に返還または支払いを済ませている。

3 会計年度任用職員任用事務について

《指摘事項①》

任用通知書の勤務時間が守られていないもの（教育総務課）

【措置等①】

業務量を十分精査のうえ勤務条件を定めることとし、任用申請及び任用通知書への正確な記載を行う。

《指摘事項②》

アシスタント職の年次休暇付与日数に誤りがあるもの（学務課）

【措置等②】

適正な日数を付与するため、「会計年度任用職員の年次有給休暇マニュアル」等を複数の職員で確認し、疑義がある場合には速やかに職員課に確認を行うよう徹底する。